

「新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」
及び
「同条例の施行規則の一部を改正する規則（案）」
に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	<p>【条例】 第7章 罰則 条29条 第26条第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>	賛成	<p>この度の改正により、第26条（措置命令等）に新たに勧告・命令ができる規定を設け、それに対する罰則として30万円という罰金の妥当性について検察庁と協議した結果、人の生命、身体若しくは財産への害に対する罰則と、生活環境の保全に対する罰則が不均衡であるとの観点から、どちらも10万円以下の罰金で統一しました。</p>	有